

船舶事故等調査報告書

平成23年9月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第2号	
事故等種類	衝突（灯浮標）	
発生日時	平成22年12月1日 22時54分ごろ	
発生場所	長崎県佐世保市佐世保港 高後埼灯台から真方位090° 1.97海里付近 （概位 北緯33°06.1′ 東経129°42.3′）	
事故等調査の経過	平成23年1月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁業取締船 おおとり、64トン	
船舶番号、船舶所有者等	131381、長崎県	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 船首部に塗装剥離、プロペラ、フィンスタビライザー及びシャフトブラケットが損傷 灯浮標 支柱が脱落、浮体に亀裂及び凹損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、佐世保港において、レーダー及びDGPSを接続した海図プロッターにセットした海図W1232により船位を確認し、目視及び双眼鏡により見張りを行いながら真方位約110°の針路、約20ノットの対地速力で不審船を追跡して航行中、不審船を見失って減速したとき、平成22年12月1日22時54分ごろ、‘沈没船の位置を示すために佐世保市が設置していた灯浮標’（以下「本件灯浮標」という。）に衝突した。</p> <p>船長は、船舶所有者を通じて海上保安部に通報し、自力航行して修理のため、長崎港の造船所に向かった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期</p>	
その他の事項	<p>船長は、本事故当時、本件灯浮標が記載されていない古い海図W1232（平成13年刊行）を使用していた。船長は、本事故発生場所付近の航行経験が月に1～2回あり、本件灯浮標が設置されていることを知っていた。</p> <p>本件灯浮標は、黄色球形の浮体に取り付けられた支柱上に太陽電池を電源とする灯器が設置され、暗くなったら点灯するようになっていた。本件灯浮標は、佐世保市の防災船により、週3回、午前中に巡視が行われ、本事故当日の午前中にも異常がないことが確認されていたが、ふだんから、夜間の点灯状況は確認されていなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	本船は、佐世保港を東南東進中、船長が、不審

	<p>船の追跡に意識を集中し、適切な見張りを行って いなかったことから、本件灯浮標に向かっている ことに気付かずに航行し、本件灯浮標に衝突した ものと考えられる。</p> <p>船長は、本件灯浮標の存在を知っていたが、本 件灯浮標が記載されている最新の海図を使用し ていなかったことから、本件灯浮標に向かっている ことに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、佐世保港を東南東進中、船長が、不審船の追跡に意識を集中し、適切な見張りを行わず、また、最新の海図を使用していなかったため、本件灯浮標に向かっていることに気付かずに航行し、本件灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な見張りを行うこと</li> <li>・最新の海図を使用すること</li> </ul>